

TOPICS



円滑な資金供給の促進に向けて

金融庁

金融庁では、金融機関が、担保・保証に必要以上に依存することなく、事業者に対し円滑に資金を供給するよう促しています。ポイントは以下のとおりです。詳細は、ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20150730-1.html>) をご覧頂るか、下記の相談窓口へお問合せください。

また左記のとおり、セミナーが開催されますのでご参加ください。

経営者保証ガイドラインセミナー のご案内

■日時 平成27年11月19日(木)

午後2時～4時

■場所 前橋市 前橋テルサ

■お申込み・お問合せ

<http://gj2015.smf.go.jp/>

「経営者保証に関するガイドライン」 の活用促進

■借入れ等の際には、経営者保証が必要かどうか金融機関に相談してみましょう。

「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着に取り組んでいます。

事業性評価に基づく融資等の促進

■自らの事業の内容や今後の見通し等について、金融機関によく説明・相談してみましょう。

金融機関に対し、事業者の事業内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行うよう促しています。

個別融資に係る検査手法の見直し

■個別の融資の判断は金融機関にまかされています。

金融機関は金融検査を理由に融資を断ることはありません。

「短期継続融資」を通じた 運転資金融資の円滑化

■無担保・無保証の短期継続融資で運転資金を借りることも可能です。金融機関に事業の状況をしっかりアピールして、よく相談してみましょう。

金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」に事例を追加しました。

◎相談はこちらまで

関東財務局前橋財務事務所 ☎027-896-2001

「中小企業等金融円滑化相談窓口」(受付時間：平日午前9時～午後4時)

金融庁 (受付時間：平日午前10時～午後5時)

・金融円滑化ホットライン ☎0570-067755

・金融サービス利用者相談室 ☎0570-016811